

## 第2回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年2月3日(金)  
開会 15時00分  
閉会 15時40分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	欠
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

13番 堤 正樹

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書 記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 7 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 8 号	農地法第 4 条及び第 5 条の申請について
議案第 9 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 10 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 11 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

議案第 4 号	農地法第 18 条第 6 項通知の受理について
---------	-------------------------

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)  それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は11番松永委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は6番 力武 正光委員、13番 堤 正樹委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請 について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第7号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第7号	農地法第5条の申請について	3件	議案第8号	農地法第4条及び第5条の申請 について	1件	議案第9号	農地法第4条の申請について	1件	議案第10号	農地法第3条の申請について	1件	議案第11号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	4件		農地中間管理事業	1件		公社への売渡	1件		公社からの買受	1件	報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
議案第7号	農地法第5条の申請について	3件																										
議案第8号	農地法第4条及び第5条の申請 について	1件																										
議案第9号	農地法第4条の申請について	1件																										
議案第10号	農地法第3条の申請について	1件																										
議案第11号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	4件																										
	農地中間管理事業	1件																										
	公社への売渡	1件																										
	公社からの買受	1件																										
報告第4号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																										
<p>事務局</p>	<p>議案第7号 6番についてご説明します。  議案は1ページになります。  図面は1ページから13ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が共同住宅建設をするための申請です。  農地区分は第3種農地。  許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、7番になります。  図面は14ページから20ページです。  申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が一般住宅建設をするための申請です。  農地区分は第2種農地。</p>																											

事務局	<p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、8番になります。          図面は21ページから35ページです。          申請地は〇〇〇〇地区です。          譲受人が共同住宅建設をするための申請です。          農地区分は第3種農地。          許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第7号 については以上3件です。</p>
議長	それでは6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	昨年の夏くらいに業者が来られました。生産組合長さん、区長さんの承諾もありましたし反対者もいないため、問題ないので判を押しました。以上です。
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	ここは譲渡人がおじいちゃんでお孫さんが新築で家を建てるということで、現場は特に問題ありませんでしたので、承諾しました。以上です。
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	ここは、宅地ばかりでまだ田んぼが残っていたのかという感じでした。別に問題ないため、区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も印を押しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第4条及び5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号 2番についてご説明します。</p> <p>議案は2ページになります。          図面は36ページから41ページです。          申請地は〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>申請人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第8号 2番については以上1件です。</p>
議長	2番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>ここは、歩道の拡張により家が半分以上かかるということで、反対側に新しく住居を建てようになっています。申請地は小さな畑を作っておられる所であって、横の方は休耕田や畑が数カ所あり、雨水などについては溝がありまして、そちらに流れるということで、周辺の民家の方にも説明されており、いいということでした。区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。 &lt;なし&gt; 特に無いようですので、農地法第4条及び5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第9号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 について説明します。</p> <p>議案第9号 3番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は42ページから44ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第9号 については以上1件です。</p>
議長	3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは梨園を開かれた所で、全部伐採されています。周辺は管理されている元梨園であります。特に問題ないところです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	三反にこの本数は妥当ですか。
事務局	一反に200本から300本のため妥当ということになります。

議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 1件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第10号 については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第10号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を、6ページから8ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が4名、貸付人が3名で、面積は田が9014㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第11号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第11号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]</p>

議長	農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第11号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の9ページに明細書を、10ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 田が965㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第11号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の11ページに明細書を、12ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは1月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっています。 畑が1筆、畑が2993㎡となっております。</p> <p>議案第11号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第11号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の13ページに明細書を、14ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは1月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>田が1筆、面積は田が2907㎡となっております。</p> <p>議案第11号 公社からの買受については以上です</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 について御説明します。</p> <p>議案は15ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第4号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第4号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第2回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>